

改正大防法対象施設数

福島県内(いわき市、郡山市除く)水銀排出施設事業場数

水銀排出施設 (新省令別表第3の3及び新省令附則別表1)	水銀排出事業場数(施設数)	ばい煙発生施設 (大防法令別表1)	条例ばい煙指定施設	条例ばい煙指定施設(水銀)事業場数 (施設数)
2の項 大防法令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、石炭専焼ボイラー、大型石炭混焼ボイラー	5事業場(8施設) (※丸三製紙(株)、相馬エネルギーパーク合同会社、東北電力(株)原町火力発電所、東京電力フュエル&パワー(株)広野火力発電所、相馬共同火力発電(株)新地火力発電所)	1の項 ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	1 燃料として石炭を使用するボイラー (石炭燃焼能力10t/h以上)	4事業場(7施設) (※相馬エネルギーパーク合同会社、東北電力(株)原町火力発電所、東京電力フュエル&パワー(株)広野火力発電所、相馬共同火力発電(株)新地火力発電所)
4の項 大防法令別表第1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、1次精錬の用に供する施設であって、鉛または亜鉛の精錬の用に供するもの	1事業場(1施設) (※東北日商(株))	14の項 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	7 銅、鉛または亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1事業場(1施設)
5の項 大防法令別表第1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、2次精錬の用に供する施設であって、銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供するもの	1事業場(2施設) (※曹鉄メタル(株))	14の項 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	7 銅、鉛または亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1事業場(2施設)
8の項 廃棄物焼却炉	53事業場(86施設)	13の項 廃棄物焼却炉	6 廃棄物焼却炉	38事業場(66施設)

施行後(H30年4月1日)以降の新規水銀排出施設

水銀排出施設 (新省令別表第3の3及び新省令附則別表1)	水銀排出事業場数(施設数)	ばい煙発生施設 (大防法令別表1)	条例ばい煙指定施設	条例ばい煙指定施設事業場数(施設数)
8の項 廃棄物焼却炉	5事業場(10施設)	13の項 廃棄物焼却炉	6 廃棄物焼却炉	5事業場(10施設)

(参考)いわき市内条例ばい煙指定施設(水銀)

条例ばい煙指定施設	条例ばい煙指定施設事業場数(施設数)
1 燃料として石炭を使用するボイラー(石炭燃焼能力10t/h以上)	3事業場(5施設)
6 廃棄物焼却炉	9事業場(16施設)
7 銅、鉛または亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	2事業場(14施設) (※溶鉱炉3施設、溶解炉3施設、転炉5施設、焙焼炉2施設、焼結炉1施設)

(参考)郡山市内条例ばい煙指定施設(水銀)

条例ばい煙指定施設	条例ばい煙指定施設事業場数(施設数)
6 廃棄物焼却炉	4事業場(6施設)

(参考)要排出抑制施設(いわき市、郡山市除く)

要排出抑制施設	条例ばい煙指定施設事業場数(施設数)
製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼結炉を含む。)、製鋼の用に供する電気炉	3事業場(5施設) (※福島製鋼(株)、三井ミーンハナイト・メタル(株)、三菱製鋼株式会社)